

北九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
及び児童福祉法に基づく指定サービス事業者等からの暴力団員等排除の
ための措置に関する要綱

目次

第1章 総則

第2章 指定障害児・者サービス事業者等からの暴力団員等の排除

第3章 指定障害児・者相談支援事業者からの暴力団員等の排除

第4章 雑則

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定サービス事業者等（指定事業者等、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者の総称をいう。）の適正な事業運営を確保するため、当該事業者等からの暴力団員等の排除のための措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、障害者総合支援法及び児童福祉法において使用する用語の例による。

(1) 指定障害児・者サービス事業者等

次に掲げる者をいう。

ア 障害者総合支援法第29第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者

イ 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

ウ 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者

(2) 指定障害児・者相談支援事業者

次に掲げる者をいう。

ア 障害者総合支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

イ 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

第2章 指定障害児・者サービス事業者等からの暴力団員等の排除

(この章の趣旨)

第3条 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第54号。以下「障害福祉サービス等基準条例」という。）及び北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基

準等に関する条例（平成24年北九州市条例第53号。以下「障害児通所支援等基準条例」という。）に基づき、指定障害児・者サービス事業者等から、障害福祉サービス等基準条例第9条各号及び障害児通所支援等基準条例第9条各号に規定する者（以下「排除対象者」という。）を排除するために必要な事項は、この章に定めるところによる。

（暴力団員等の排除）

第4条 指定障害児・者サービス事業者等は、次の各号の場合において、別紙1に定めるところにより、暴力団排除に係る誓約書を提出するものとする。

（1）障害者総合支援法第36条第1項及び第38条第1項又は児童福祉法第21条の5の15第1項及び24条の9第1項の規定に基づく指定申請を行うとき

（2）障害者総合支援法第41条第1項又は児童福祉法第21条の5の16第1項若しくは第24条の10第1項の規定に基づく指定の更新申請を行うとき

（3）障害者総合支援法第46条第1項若しくは第3項又は児童福祉法第21条の5の19第1項若しくは第24条の13の規定に基づき役員等の変更を行うとき

2 北九州市長は、前項に定める暴力団排除に係る誓約書を受け付けたときは、福岡県警察本部（以下「県警」という。）と締結した北九州市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書（平成22年8月2日締結。以下「協定書」という。）の規定に基づき、排除対象者の有無について、協定書の別記様式第1号により、県警に照会するものとする。

第3章 指定障害児・者相談支援事業者からの暴力団員等の排除

（この章の趣旨）

第5条 北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号。以下「市暴排条例」という。）に基づき、指定障害児・者相談支援事業者から暴力団員等を排除するために必要な事項は、この章に定めるところによる。

（暴力団員等の排除）

第6条 市暴排条例に基づき指定障害児・者相談支援事業者から排除する対象者については、障害福祉サービス等基準条例第9条各号の規定を準用する。

2 指定障害児・者相談支援事業者は、次の各号の場合において、別紙2に定めるところにより、暴力団排除に係る誓約書を提出するものとする。

（1）障害者総合支援法第51条の19第1項若しくは第51条の20第1項又は児童福祉法第24条の28第1項の規定に基づく指定申請を行うとき

（2）障害者総合支援法第51条の21第1項又は児童福祉法第24条の29第1項の規定に基づく指定の更新申請を行うとき

（3）障害者総合支援法第51条の25第1項若しくは第3項又は児童福祉法第24条の32第1項の規定に基づき役員等の変更を行うとき

3 北九州市長は、前項に定める暴力団排除に係る誓約書を受け付けたときは、協定書の規定に基づき、第1項に規定する排除対象者の有無について、協定書の別記様式第

1号により、県警に照会するものとする。

(排除に係る措置)

第7条 指定障害児・者相談支援事業者の指定又は指定の更新にあたり、当該申請者の役員等が前条第1項の規定に該当することが判明した場合は、当該規定に該当しなくなるまで、指定又は指定の更新をしないものとする。

(事後措置等)

第8条 指定障害児・者相談支援事業者の虚偽の申請等により排除対象者に該当する事実が判明せず、所定の措置をとることができず、後日、排除対象者に該当することが判明した場合は、障害者総合支援法第51条の29又は児童福祉法第24条の36の規定等に基づき取り扱うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、施行に関しその他必要な事項は別途定めるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。